

## ■ 平成29年度の保育料（1号）について

河内長野市子ども子育て課

保育料は児童の保護者（父母）（収入が父母いずれも98万に満たない場合は、その他の主たる生計維持者）の市町村住民税の所得割額の合計額と、住宅借入金等特別控除額等及び、児童の年齢により決定します。（ただし、父又は母の収入が月8万円を超える場合は、父母で保育料を算定する場合もございますのでご連絡ください。）保育料の4月から8月は平成28年度の市町村住民税（平成27年1月から12月の所得）、9月以降は平成29年度の市町村住民税（平成28年1月から12月の所得）で決定します。

### ◎ 保育料基準額表の見方

- 児童の年齢は「3歳児（満3歳児含む）」「4歳以上児」の2つに区分されます。詳しくは、下記の備考欄を参照願います。
- 保護者と生計を一（保護者と同居している又は保護者に扶養されていることをいう。）にする最年長の子どもから1人目と数えます。ただし、第5階層及び第6階層においては、3歳児から小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから1人目と数えます。

### 平成29年度河内長野市保育料（1号）基準額表

（単位：円/月）

階層区分	定 義	3歳児			4歳以上児		
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
第1階層	生活保護世帯及び市町村住民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第2階層	市町村住民税均等割のみ課税世帯	3,000	0	0	3,000	0	0
	第2階層のうち、ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
第3階層	市町村住民税所得割課税額 48,600円以下	6,000	3,000	0	6,000	3,000	0
	第3階層のうち、ひとり親世帯等	3,000	0	0	3,000	0	0
第4階層	市町村住民税所得割課税額 77,100円以下	10,200	5,100	0	7,000	3,500	0
	第4階層のうち、ひとり親世帯等	3,000	0	0	3,000	0	0
第5階層	市町村住民税所得割課税額 211,200円以下	14,700	7,350	0	8,000	4,000	0
第6階層	市町村住民税所得割課税額 211,201円以上	19,800	9,900	0	9,000	4,500	0

（備考）

- ・この表の3歳児未満・3歳児・4歳以上児とは、平成29年3月31日の年齢によるものとする。
- ・市民税の修正申告及び確定申告された場合、翌月から保育料が変更となる場合があります。所得割額を基準額表に当てはめ、階層が変わる場合は、ご連絡ください。
- ・『ひとり親世帯等』とは、次に掲げる世帯のうち、保護者の申請に基づき認定された世帯をいいます。下記世帯に該当する場合は、申請の翌月から保育料が変更となる場合がありますので、ご連絡ください。

#### ①ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項又は第2項に規定する者で現に児童を扶養しているものの世帯

#### ②在宅障害児（者）のいる世帯（保護者、施設利用児童、施設利用児童の兄弟・姉妹が下記に該当する世帯）

- I 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- II 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
- III 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- IV 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する障害児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者